

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第 3 4 4 会計隊長 井沢 昌紀

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LXA10100590		6MFH1C30013 0001								
品名 または 件名										
産業廃棄物運搬処理（廃プラスチック） ほか2件										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
70.00	KG									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
多田弾薬支処				多田弾若支処						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
多田弾薬支処				令和8年12月25日（金）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第 3 4 4 会計隊 契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年10月2日（金）10時30分 第 3 4 4 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- イ 令和 7， 8， 9 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D以上」等級の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第 1 項で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ 電報・電話・F A X による入札

オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

(4) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地標準契約書」の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が100万円を超えない場合は省略する。

(5) 適用する契約条項

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項、駐屯地標準契約書「単価契約に関する特約条項」

(6) 落札決定方式

単価×予定数量の合計が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。

カ 郵便による入札を認める。この際封筒に「入札件名」を明記し、資格審査結果通知（写）を同封し、令和8年10月1日（木）17時00分まで陸上自衛隊上富良野駐屯地第344会計隊契約班へ必着とし、その際は電話にて担当者に到達確認を行うこと。

キ 郵便による入札がある場合の再度入札は、次のとおり

令和8年10月8日（木）10時30分 入札室（2F）

ク 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

ケ 入札及び規格等に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第344会計隊 契約班（担当：高橋）

電話：0167-45-3101（内線：2340） FAX：0167-45-3104

メール：344fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：上富良野駐屯地会計隊

北部方面会計隊ホームページ<http://www.mod.go.jp/gsdf.nae/fin/>

イ 掲示期間：令和8年9月14日（月）～令和8年10月2日（金）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社的一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）

が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

市場価格調査依頼書

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第344会計隊長 井沢 昌紀

1 市場価格調査

契約実施計画番号	6LXA10100590							
調達要求番号	物品番号		単 位	数 量	銘 柄	納 地		
品 名					使用期限等	引 渡 場 所	指定	
部品番号 または 規格						搬 入 場 所	検査	
使用器材名			仕様書番号		グループ	納 期	包装	
6MFH1C30013 0001			KG	70.00		多田弾薬支処		
産業廃棄物運搬処理（廃プラスチック） ほか2件						多田弾若支処		
仕様書のとおり						多田弾薬支処		
						令和8年12月25日（金）		

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時

令和8年9月30日（水） 17時00分

3 市場価格調査提出場所

第344会計隊契約班

4 備考

市場価格調査にご協力いただける場合、品目等内訳書に単価を記載（この際、処理費用と収集運搬費を含む。）し、FAX又はメールで送信をお願いします。

FAX：0167-45-3104
メール：344fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			6LXA10100590																
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納	地	指定
	品名														使用期限等		引渡場所		
	部品番号 または 規格																搬入場所		包装
	使用器材名						仕様書番号										グループ		
1	6MFH1C30013	0001					KG		70.00								多田弾薬支処		
	産業廃棄物運搬処理（廃プラスチック）															多田弾若支処			
	仕様書のとおり															多田弾薬支処			
																令和8年12月25日			
2	6MFH1C30013	0002					KG		12,070.00								多田弾薬支処		
	産業廃棄物運搬処理（混合A）															多田弾若支処			
	仕様書のとおり															多田弾薬支処			
																令和8年12月25日			
3	6MFH1C30013	0003					KG		11,370.00								多田弾薬支処		
	産業廃棄物運搬処理（混合B）															多田弾若支処			
	仕様書のとおり															多田弾薬支処			
																令和8年12月25日			
					- 以下 余 白 -														

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理		NAM-Z360001	
		防 衛 大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 6 年 9 月 2 0 日
		変 更	令和 年 月 日
		作 成 部 隊 等 名	北海道補給処多田弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処多田弾薬支処において実施する産業廃棄物処理の役務調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書における用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 種類

産業廃棄物の種類は、表1による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、“法”という。）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）（以下、“措置法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物、数量、その他の一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、“収集運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

処理基準は、次によるほか、契約の相手方は、法及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準によるほか、ポリ塩化ビフェニル等の処理は、措置法で定める処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，“管理票”という。）の処置は，法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，次によるほか，契約担当官等の指示による。

- a) 当該産業廃棄物処分に従事する業者の収集運搬及び処分業許可書の写し（契約前）。
- b) 管理票（B2・D・E票）（産業廃棄物処理の各段階ごとの処理終了後）

4.2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は，すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

表 1 ―産業廃棄物の種類

	種 類	性状・具体例など
産業 廃 棄 物	廃プラスチック類 混合廃棄物 A (廃プラスチック・金属) 混合廃棄物 B (廃プラスチック・紙・金属)	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
注記 細部については，調達要領指定書によって指定する。		

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6MFH1C30013
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
	作 成 部 課	北海道補給処多田弾薬支処
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日
品 名	産業廃棄物処理	
仕 様 書 番 号	NAM-Z360001	

1 廃棄物の種類及び処分予定数量

種 類	予定数量 (KG)
廃プラスチック類	70
混合A (廃プラスチック・金属の混合物)	12,070
混合B (廃プラスチック・金属・紙の混合物)	11,370

2 収集運搬並びに処分要領

(1) 収集運搬要領

ア 収集運搬に必要な作業員、車両、資器材等については契約の相手方において準備する。

イ 契約の相手方は、運搬に際し、積載したシート等により廃棄物の飛散、落下防止の処置を講ずるものとする。

ウ 運搬車両は搬出場所から処理場までの運搬経路を記載した地図を搬出前までに官側に提出するものとする。

(経路記載範囲：搬出場所から産業廃棄物処理表E票の最終処分完了までの経路)

エ 収集時期は、廃棄物の最終処分報告日が契約納期をを超えないよう官側と調整を行う。

(2) 処分要領

ア 契約の相手方は、収集運搬後遅滞することなく、原形をとどめないように切断・破碎または焼却等の処分を実施し、原形をとどめないよう処分したことを証明できる写真を官側に提出するものとする。

イ 収集時は混載を避けるものとする。